

# 災害等見舞金制度実施規程

東京都社会福祉協議会  
社会福祉法人経営者協議会

- 1 この制度は自然災害等により被害を受けた会員法人に対し、見舞金を贈り、もって相互扶助に資することを目的とする。
- 2 対象とする災害は以下のとおりとする。
  - (1) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用災害。
  - (2) 感染症法上の位置づけが一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症等の感染者発生による被害。
- 3 以下の場合について見舞金を贈ることができる。
  - (1) 施設建物並びに建物付属設備への被害。とくに、建物付属設備については、施設運営上不可欠な設備とする。
  - (2) 10 名以上の利用者及び職員が新型のウイルス感染症等の感染により、事業実施に甚大な支障が生じた場合。
- 4 見舞金の金額は以下の通りとし、当該年度の予算の範囲の支出とする。
  - (1) 災害救助法適用災害の場合

床下浸水または一部損壊	1 万円
床上浸水または半壊以上の被害	3 万円
  - (2) 新型のウイルス感染症等の感染者発生の場合 1 万円  
なお上記の見舞金は、当該年度において 1 法人 1 回とする。
- 5 災害見舞いの実施にあたっては、被災後または感染者発生後 1 年以内に、経営者協議会会長への申請による。

## 附則

1. 本規程は令和 2 年 7 月 17 日より実施し、令和 2 年 4 月に遡及し適用する。
2. 令和 5 年 2 月 24 日一部改正、令和 5 年 4 月 1 日施行。
3. 令和 6 年 4 月 22 日より実施し、令和 6 年 4 月 1 日に遡及し適用する。

# 記入例

申請書様式例

令和〇年〇月〇日

東京都社会福祉協議会  
会長 様

社会福祉法人 東京都福祉会  
理事長 福祉 太郎 (印)

印鑑

## 東京都社会福祉協議会社会福祉法人経営者協議会 災害等見舞金制度の申請について

この度、下記の事由により、状況を報告するとともに、見舞金の申請をいたします。

### 1 申請事由（下記の事由の□にチェックください）

- (1) 災害救助法適用災害の場合
- (2) 感染症法上の位置づけが一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症等の感染者発生の場合

### 2 被害状況等

施設名及び所在地	被害状況等	備考
特別養護老人ホーム東京福祉園 新宿区神楽河岸1-1	(例) 災害 河川氾濫による床下浸水が発生し、利用者の居室・食堂・厨房等が使用不能となった。	
特別養護老人ホーム東京福祉園 新宿区神楽河岸1-1	(例) 新型のウイルス感染者発生 令和〇年〇月〇日発生、〇月〇日終息 感染者数 利用者 ( 10 ) 名 職員 ( 5 ) 名	※本会施設部会会員施設の 10 名以上の利用者及び職員の感染が要件

### 3 見舞金の振込先

銀行名	とうきょうふくし 銀行	ふくし 支店						
口座番号	( 普通 ) ・ 当座 )	1	2	3	4	5	6	7
口座名義	ふりがな ( 必須 ) フク トウキョウトフクシカイリジチョウフクシタロウ							
	社会福祉法人 東京都福祉会 理事長 福祉太郎							

令和 年 月 日

社会福祉法人東京都社会福祉協議会  
会長 様

社会福祉法人  
理事長 (印)

東京都社会福祉協議会社会福祉法人経営者協議会  
災害等見舞金制度の申請について

この度、下記の事由により、状況を報告するとともに、見舞金の申請をいたします。

1 申請事由（下記の事由の□にチェックください）

（1）災害救助法適用災害の場合

（2）感染症法上の位置づけが一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症等の感染者発生の場合

2 被害状況等

施設名及び所在地	被害状況等	備考
		※本会施設部会会員施設の <u>10名以上</u> の利用者及び職員の感染が要件

3 見舞金の振込先

銀行名	銀行	支店						
口座番号	( 普通 ・ 当座 )							
口座名義	ふりがな (必須)							